

川北中学校 いじめ防止基本方針

(1) いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においてはいじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

(いじめの禁止)

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(学校及び職員の責務)

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講ずるものとする。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。

(2) いじめの防止等のための対策の基本となる事項

① 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (a) 学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ、生徒のいじめや卑怯なふるまいを見逃さず、させない。学校評価において、学校におけるいじめ防止等の取組状況を評価項目に位置づけ、学校全体の組織的な取組状況の改善を図る。
- (b) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
- (c) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (d) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・道徳集会等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(a) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・生徒対象いじめアンケート調査 年3回（6月、12月、2月）
- ・年3回の学級担任による生徒からの聞き取り調査及び随時面談の実施 年3回（5月、9月、1月）

(b) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・相談しやすい環境づくり

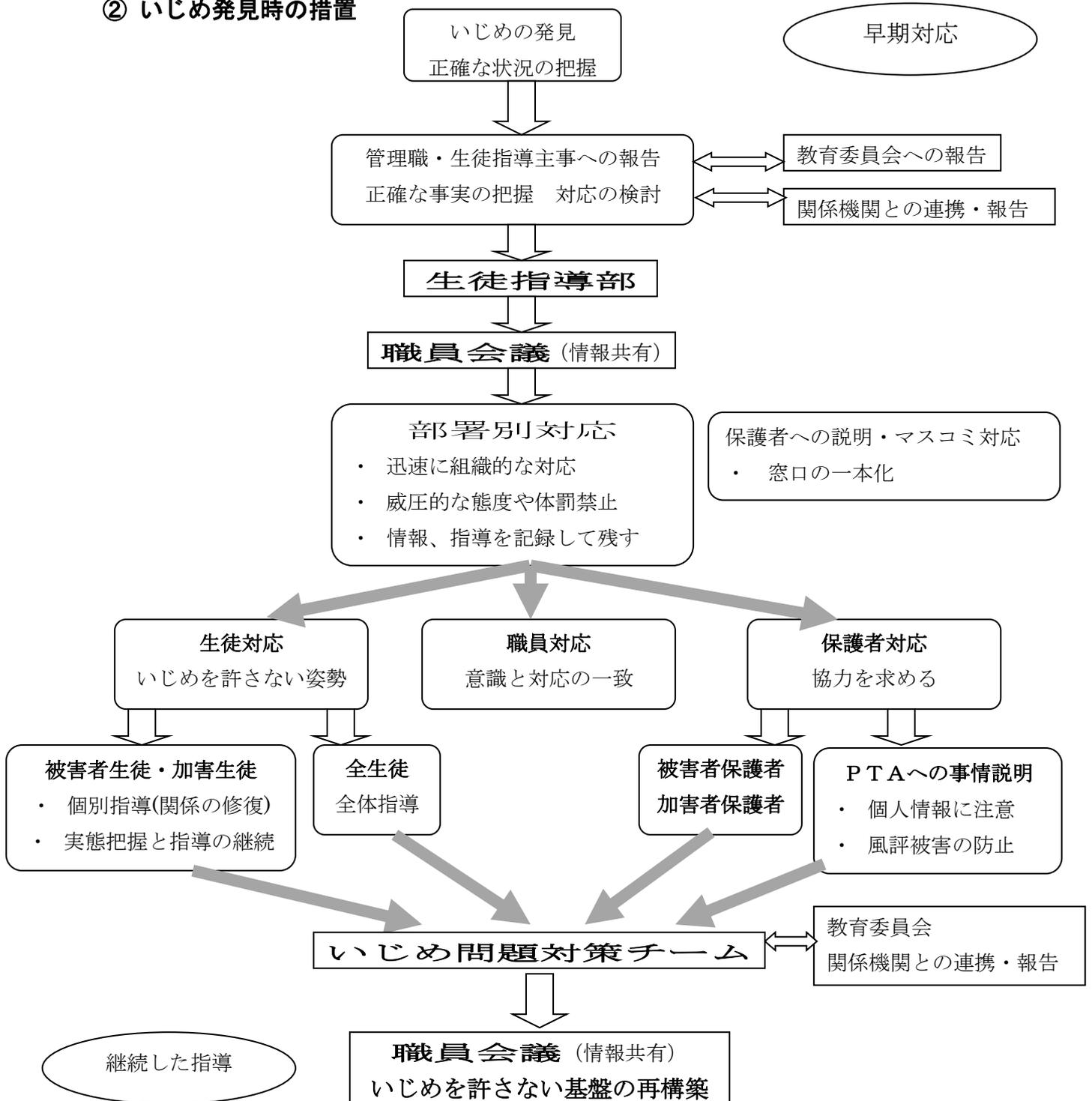
(c) いじめの防止等のための対策及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

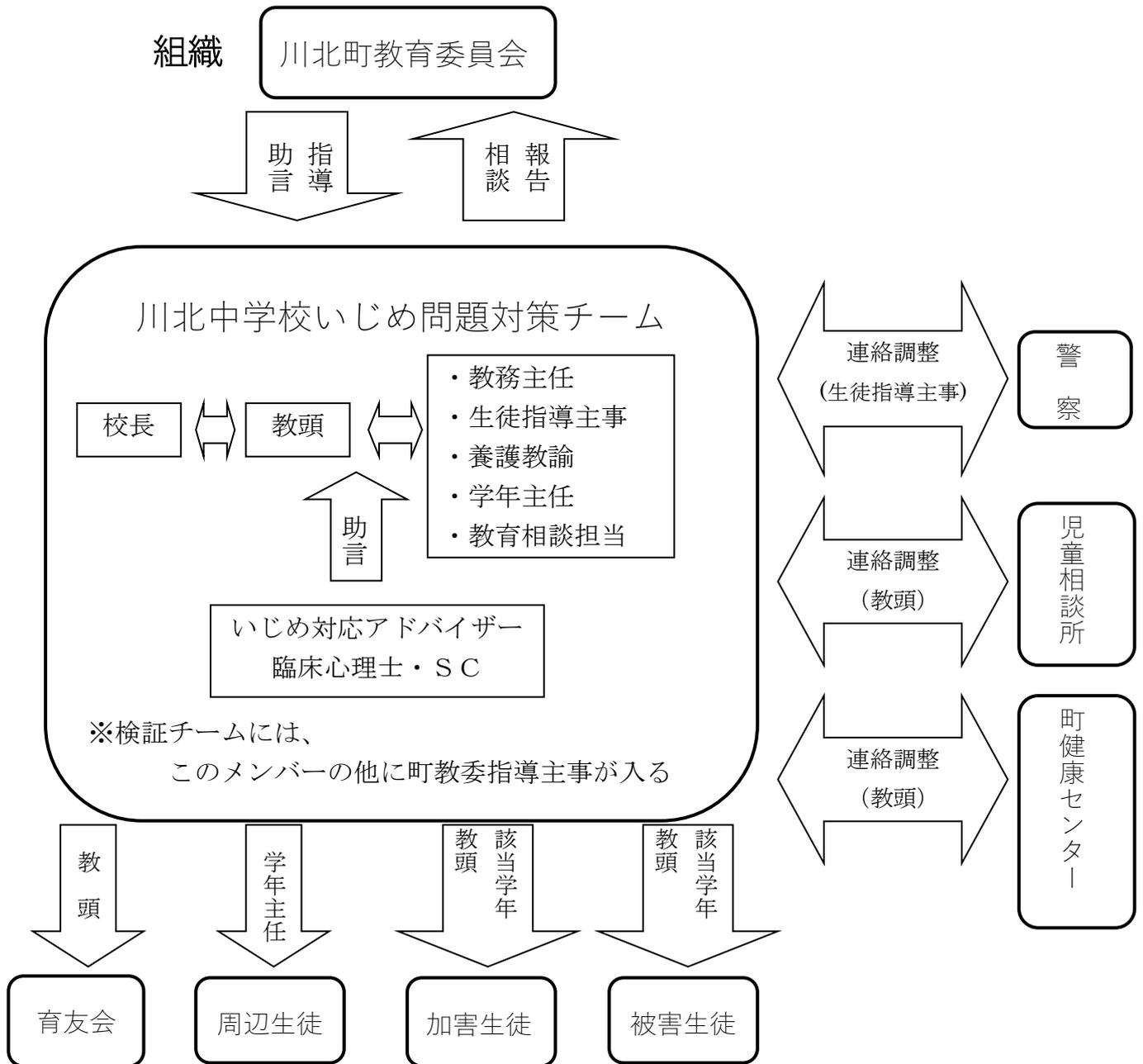
ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。また生徒自らが規制するよう生徒会が中心となって啓発運動を行う。（川中8カ条）

② いじめ発見時の措置



(3) いじめの問題についての組織と対応



役割分担

- 全体調整 …… 校長 (全体の状況を判断し対応を指示する)
- 教育委員会対応 …… 校長 (教育委員会との連絡調整)
- 警察署対応 …… 生徒指導主事 (警察署などとの連絡調整)
- いじめ対応アドバイザー …… 生徒指導主事 (アドバイザーとの連絡調整)
- 児童相談所対応 …… 校長・教頭 (被害加害生徒、保護者と児童相談所との連絡調整)
- 臨床心理士・S C 対応 …… 養護教諭・教育相談担当・教務主任 (心のケアを含めた指導の連絡調整)
- 加害被害生徒の学習支援 …… 教務主任・学年主任 (学習支援のスケジュール調整および助言)
- 加害被害生徒の保護者対応 …… 教頭 (保護者の悩みや不安の集約および対応)
- 心の健全な育成対応 …… 道徳教育担当推進教師・教務主任・教育相談担当
- その他の保護者対応 …… 教頭 (保護者の悩みや不安の集約および対応)